

広報

おやまざき

12

2019(令和元)年

今月の主な内容

- 12月3日～9日は障がい者週間
誰もが暮らしやすい地域へ P2
- 人権について考えてみませんか P4
- 住民票・印鑑登録証明書が
コンビニで取得できます！ P6
- 年末年始ごみ収集カレンダー P6
- 大山崎町職員採用試験 P9

vol.623

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

晩秋を迎えた町内は赤や黄色など様々な色に染まり、まるでパッチワークのようです。宝積寺では大きなモミジの木が見事な赤色で参拝客を楽しませてくれます。今しか見られない絶景を探しに、町内を散策してみてはいかがでしょうか。

誰もが暮らしやすい地域へ

問＝福祉課社会福祉係 ☎956-2101(内154)

障がい者週間とは

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)から拡大されました。

「障がい」もさまざま

障がい者は、障害者基本法で「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)」がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定められています。

普段私たちが日常生活で何気なく行っている行動がしづらいなど、その特性は人と違った部分があるとなかなか理解されにくいのが現状です。

障がいの特性は様々です。知っているつもりでも実は誤った理解であったり、まだまだ知らないこともあるかもしれません。

今回は、その中でも聴覚障がいにスポットをあてて考えます。

聴覚障がいとは

一言で「聴覚障がい」というても、人によって聞こえ方やコミュニケーション方法が異なります。大別すると、次のようになります。

・ろう(あ)者

主に手話言語で会話する人

・難聴者

補聴器等を使用し、主に音声言語で会話する人。音声言語を獲得した後、耳が聞こえなくなった人(中途失聴者)を含む

聞こえ方や程度にも差があることから、手話を習得する人や筆談、要約筆記(文字通訳)、補聴器を使用する人など、その人に合った方法でコミュニケーションを取っています。



要約筆記

人の話す内容などを文字で書き表して伝えます



手話

手で話し、目で聴く(見る)独立言語です



筆談

短い言葉で伝えるのがコツ



補聴器

聴覚を補います。形状や性能はさまざま

援助が必要な方のためのマーク ヘルプマークを知っていますか

聴覚障害だけでなく、難病や内部障害の方、義足や人工関節を使用している方など、援助や配慮を必要とする方が、そのことを知らせることで援助が得やすくなるように作成されたマークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようなら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

授業でふれあい学ぶ

10月28日に大山崎小学校の総合的な学習の1つとして、聴覚障がい者の暮らしなどについて、聴覚に障がいのある奥田さん夫妻を招き、福祉授業を行いました。

児童たちはクイズやゲームを取り入れた聴覚障がい・手話の話を聞いたり、子育てや日々の暮らしを支える福祉用具の実物を見せてもらった。挨拶の手話を覚えたりしました。

授業終了後、児童たちは奥田さん夫妻に両手を上げて手をひらひらさせる「目で見て分かる拍手」を送り、感謝の気持ちを示しました。



「目で見て分かる拍手」。きれいで温かい光景が広がります

●今すぐ使える手話「ありがとう」●

体の前に手の甲を上にした左手に、右手を立てて軽く当て、拝むように右手を軽く上げます。お相撲さんが勝って賞金をもらい手刀を切る仕草から生まれました。

表情に気持ちを込めて！



誰もがくらしやすい地域づくりを

先ほど紹介した福祉授業で、奥田さんは「まだまだ日本には、聴覚障がい者と手話でコミュニケーションを取れる人は少ない。どこへ行っても手話で話すことができれば、誰もがもっと暮らしやすくなる」と話していました。

様々な方法でコミュニケーションを図ることができたり、障がいのある人に合わせたサービスを提供したりするなど、私たちが、一人ひとりの持つ特性をお互いに理解することで、障がいのある方にとっても暮らしやすい地域に一步近づくのではないのでしょうか。

町では毎年5月頃から手話教室を開催しています(毎年広報4月号に募集情報を掲載しています)。興味のある方はぜひご参加ください。

今まで、障がいについて身近に感じたり、関心を持っていなかった方も、この機会に一度考えてみませんか。そして、障がいの有無・種別などに関わらず、全ての方が暮らしやすい地域づくりに向けて、できることから始めてみませんか。

街頭啓発

とき＝12月4日(木)10:30～11:30
ところ＝▼ラブリー円明寺、円明寺郵便局前▼中央公民館、役場、長寿苑前
内容＝授産製作品などの啓発物品を配布

聴こえの教室

とき＝12月5日(金)13:30～15:30
ところ＝大山崎ふるさとセンター3階ホール
対象＝聴こえに不自由を感じている方とその家族、聴覚障がい者福祉に関心のある方
内容＝コミュニケーション学習・

交流会
※情報保障(要約筆記・ヒヤリンググループ)あります。補聴器をお持ちの方はご持参下さい
問＝福祉課社会福祉係 ☎956-2101(内151、152、153)
FAX 957-4161

人権について 考えてみませんか

—誰もが自分らしく幸せに生きるために—

問＝政策総務課総務係
☎956-2101（内320）



「人権」とは、誰もが自分らしく幸せに生きる権利のことです。人種や性別、年齢などにかかわらず「一人ひとりを尊重すること」「生きる権利」「人へのおもいやり」「命を大切にすること」など、みなさんの身近な社会生活においてあたりまえのことかもしれません。一人ひとりが違いを認めあい、誰もが暮らしやすい社会をめざして、人権について考えてみましょう。

人権デーと人権週間

基本的人権の尊重の原則を定めた「世界人権宣言」では、すべての人々の市民的・政治的権利や経済的・社会的・文化的権利についてうたわれています。また、国際連合（国連）は、「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」と定めました。

○12月4日㊦～10日㊦は人権週間
日本では、「世界人権宣言」の採択を記念し、毎年12月10日を最終日とする一週間（12月4日～12月10日）を「人権週間」と定めています。一人ひとりが人権や命、思いやりなどについて考える機会となるよう、全国で人権に関する様々なイベントや啓発活動を行っています。

さまざまな人権問題
日常生活の中には、社会情勢の変化等に伴い、人権にかかわる様々な問題や課題があります。身近な問題について、この機会に振り返ってみましょう。

子ども
児童虐待、いじめ、暴力行為や体罰、いじめを苦に自殺など

同和問題（部落差別）
日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が日常生活を送る中でさまざまな差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題。身元調査や結婚・就職差別、インターネット上での誹謗・中傷 など

障がいのある人
障がいを理由としてサービスの提供を拒否する、合理的配慮に欠いているなど

LGBT
性的指向やからだの性とこのころの性との不一致に悩む人への、周囲の心ない言動など

女性
職場等でのハラスメント、夫・パートナーからの暴力など

高齢者
介護の際に虐待を受けるなど

人権に関する3つの法律

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることをめざして施行されました。

【ポイント】

- ① 不当な差別的取り扱いの禁止
（例）保護者や介助者が一緒にいないと入店できない／障がいがあることを理由に、学校の受験や入学を拒否する など
- ② 合理的配慮の提供
（例）段差がある場合に、スロープなどを使得って補助する など

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動、インターネット上での差別的言動や他人を煽動する言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」を解消するために施行されました。

○部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況に変化等が生じています。これらを踏まえ、部落差別は許されないものとの認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざして施行されました。

人権擁護委員が活動しています

人権擁護委員は、人権相談や人権の考えを広める啓発活動を行っています。大山崎町では5人の人権擁護委員がおられます。



町内の幼稚園や小学校で「人権の花運動」を実施し、人権の花の「水仙」を育てることなどを通して、子どものときから人権について触れる機会を育んでいます。



様々な人権に関する相談を受けています。



6月の男女共同参画週間や8月の人権強調週間、12月の人権週間に合わせて、駅前などで街頭啓発を行っています。

ひとりで悩まないで 相談窓口

町内をはじめ京都府内では、人権侵害（差別や虐待、嫌がらせなど）に関する相談窓口があります。一人で悩まずに小さなことでもご相談ください。秘密厳守、相談無料。

○心配ごと相談

人権擁護委員による面接相談を行っています。
とき＝毎月第1・第3㊦13:30～15:30（予約不要）
ところ＝大山崎町役場 1階 相談室

○京都地方法務局の相談窓口

【常設相談】※申込は平日8:30～17:15
ところ＝京都地方法務局（京都市上京区荒神口通河原町東入）
＜みんなの人権110番＞

人権問題全般：☎0570-003-110（電話の発信場所に応じて、最寄りの法務局（または支局）の常設相談所につながります）

＜子どもの人権110番＞

いじめや虐待などの子どもに関する相談：☎0120-007-110

＜女性の人権ホットライン＞

ハラスメントや夫・パートナーからの暴力などの相談：☎0570-070-810

【インターネットによる人権相談】

面接などでは話しにくいときは、パソコンやスマートフォン、携帯電話からいつでもアクセスできます。アクセスは右のQRコードから



○人権問題法律相談～京都府人権リーガルレスキュー隊～

【電話相談】
とき＝毎月第1・第3㊦14:00～16:00（20～30分程度）
連絡先＝☎741-6321（専用電話）
【面接相談】※申込は9:00～17:00まで
昼間＜京都府庁での相談＞
とき＝毎月第2㊦13:30～16:30（1週間前までに要予約）
※2月は第2㊦

問・申込先＝京都府人権啓発推進室

☎414-4271 ㊦414-4268

昼間＜宇治総合庁舎での相談＞

とき＝12月24日㊦13:30～16:30（1週間前までに要予約）

問・申込先＝宇治総合庁舎

☎0774-21-2101 ㊦0774-21-2106

夜間＜京都弁護士会京都駅前法律相談センター＞

とき＝毎月第3㊦18:00～20:30（1週間前までに要予約）

問・申込先＝京都弁護士会京都駅前法律相談センター

☎741-6322



①10月20日に離宮八幡宮で行われた祭り②お墓の前で墓石等の修復完成式③山林に佇むお墓。登山途中に参拝する人も

十七烈士の墓を守る歴史の語り部

天王山勤皇十七烈士顕彰会

町の歴史を語るうえで欠かせない「十七烈士」。そのお墓と歴史を守る活動をしている団体を紹介します。

問＝政策総務課企画観光係 ☎956-2101 (内312)

眞木和泉守が討幕のため命をかけた禁門の変（蛤御門の変）

1864（元治元年）年、天皇による国政の実現を目指して長州藩の兵を中心に結成された義軍の総官となった眞木和泉守は、離宮八幡宮等に陣を張り、京都の禁裏（御所）に攻め込みました。しかし、途中で薩摩藩の兵が応援に来たため敗北。駐屯していた離宮八幡宮へ戻りました。200人程の志士のほとんどは長州など国元へ帰りましたが、ここに残るときかなかった志士16人は、変をおこした責任を取るため命を断つと決めた眞木和泉守とともに、天王山の山中で自決しました。



台風被害に遭った玉座も元通りに

受け継がれる顕彰の心
初め、十七烈士のお墓は宝積寺の三重塔前に建てられ「残念さん」と地域の人々に親しまれていましたが、幕府が参拝を禁止し、遺骨は竹林にばらまかれてしまいました。しかし、明治元年に眞木和泉守の子、主馬が主体となり遺骨を拾い、明治政府の援助のもと自刃の地に立派な石碑を建立しました。

天王山に佇む歴史
天王山の中腹で静かに佇むお墓。江戸時代末期、討幕のために「禁門の変」を起こし、命を散らした眞木和泉守保臣をはじめとする十七人の志士「十七烈士」が祭られたものです。このお墓のお世話をしているのが、「天王山勤皇十七烈士顕彰会」の皆さんです。町内や近隣市町、果ては九州まで様々な方が関わり、年に一度の招魂祭や日々のお墓まわりの掃除、十七烈士にまつわる歴史の伝承など、地道に活動が続いています。

途切れても、かたちや名前を変えて受け継がれていくお墓と顕彰会。昨年9月には台風21号の被害を受けて、お墓を囲う玉座などが倒木で潰されてしまいました。顕彰会の方たちの呼びかけで寄付が集まり、無事に修繕を終えることができました。この地を愛する人々の手で十七烈士の墓とその歴史は守られ、脈々と語り継がれていきます。

地域を愛する気持ちから

明治32年、大山崎村出身で国の代議士であった川崎安之助氏が「天王山尚義会」を結成。終戦とともに解散されますが、昭和31年には「天王山十七烈士奉賛会」が発足。平成26年に役員の高齢化などにより解散されるまで、墓前祭などを執行しました。平成28年には、町の有志が新たに「天王山勤皇十七烈士顕彰会」を結成。例年墓前で行っていた祭をゆかりのある離宮八幡宮で行うことで、天王山に登れない方も参加できるようにしました。

住民票・印鑑登録証明書

コンビニで取得できます！

12月2日から



コンビニで証明書取得にチャレンジ！

1.コンビニのコピー機の画面で「行政サービス」をタッチ



マイナンバーカードを置くだけで読み取り完了 ※暗証番号が必要です

コンビニで取得可能になる証明書

・住民票の写し ・印鑑登録証明書

マイナンバーカードが必要です

コンビニで上記の交付を受けるには、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

全国のコンビニで取得できます

ファミリーマート、セブンイレブン、ローソンなど、マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア等で利用できます。

利用時間は土日祝日を含む 6：30～23：00（12月29日～1月3日除く）

※メンテナンスのためサービスを一時停止する場合あり

マイナンバーカードを発行するには？

▼オンライン（スマートフォン・パソコン） ▼証明用写真機 ▼申請書を郵送 で申し込むことで発行できます。また、役場では、マイナンバーカード申請のお手伝いをしています。持ち物など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

税住民課住民係 ☎956-2101 (内121,124)

2.画面に示される手順に従い入力

分かりやすい！
誰でも簡単にできる！



3.発行完了！



3分もあれば完了！
申請用紙に記入する手間が省けてらくちん♪

年末年始ごみ収集カレンダー

問＝経済環境課清掃環境係 ☎956-2101 (内247)

月	火	水	木	金
12/30	12/31	1/1	1/2	1/3
・可燃ごみ収集あり (回・回収集地域)	・可燃ごみ収集あり (回・回収集地域)	・資源ごみ収集なし (1/8回に振替)	・可燃ごみ収集なし (回・回収集地域1/6回から収集開始) ・資源ごみ収集なし (1/9回に振替)	・可燃ごみ収集なし (回・回収集地域1/7回から収集開始) ・資源ごみ収集なし (1/10回に振替)
1/6	1/7	1/8	1/9	1/10
・可燃ごみ収集あり (通常)	・可燃ごみ収集あり (通常)	・資源ごみ収集あり (1/1の振替分)	・可燃ごみ収集あり ・資源ごみ収集あり (1/2の振替分)	・可燃ごみ収集あり ・資源ごみ収集あり (1/3の振替分)

みんなを笑顔にするまち、大山崎町で働いてみませんか / 令和元年度実施 大山崎町職員採用試験

【募集職種／採用予定人員／受験資格】

職 種	採用予定人員	受験資格
事務職①	3名程度	次の学歴に該当する最終学校を卒業または令和2年3月末日までに卒業見込で、下記の期間に生まれた方 【大卒】平成6年4月2日～平成10年4月1日生 【短大卒】平成8年4月2日～平成12年4月1日生 【高卒】平成10年4月2日～平成14年4月1日生
事務職② (身体に障がいのある方)	1名	次の1～3のすべての要件に該当する方 1. 平成6年4月2日～平成10年4月1日生 2. 学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方または令和2年3月末日までに卒業見込の方 3. 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方
保育士	1名	昭和35年4月2日以降に生まれ、保育士資格を有する方または令和2年3月末日までに資格取得見込の方
栄養士	2名	昭和35年4月2日以降に生まれ、栄養士または管理栄養士資格を有する方または令和2年3月末日までに資格取得見込の方
保健師	1名	昭和35年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有する方または令和2年3月末日までに資格取得見込の方

※筆記試験は拡大した問題用紙、面接試験は筆談や手話通訳による対応が可能です。必要な方は申し出てください。

【採用予定日】

令和2年4月1日

【採用試験】

(1) 第1次試験

①とき・ところ＝令和2年1月19日(日) 大山崎町にて(詳細は受験申込の際にお知らせします)

② 試験内容

職種	試験科目	受験資格
事務職	教養試験	一般的知識についての筆記試験
	適性検査	事務職としての適性に関する検査
保育士 栄養士 保健師	教養試験	一般的知識についての筆記試験
	専門試験	専門的知識についての筆記試験

③合格発表

1月下旬頃に郵送で可否を通知

(2) 第2次試験及び第3次試験以降の試験日程・場所は各試験合格者に郵送で通知します。

【受験申込先・受付期間】

(1) 申込先
町政策総務課総務係へ持参または簡易書留で郵送(郵送での申込方法は要項を確認)

(2) 提出書類
▼受験申込書(本町所定のもの) ▼履歴書(市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼ったもの) ▼返信用封筒(定形長3型封筒にご自身の住所・氏名を記載し、84円切手を貼ったもの) ▼【事務職②のみ】身体障害者手帳(氏名・交付機関名・交付番号・交付年月日・障がい名・身体障害者等級表による等級が分かる部分の写し) ▼【保育士・栄養士・保健師】資格証明書(取得見込証明書可) ▼【郵送で

申込の方】受験票返信用封筒(定形長3型封筒にご自身の住所・氏名を記載し、404円切手を貼ったもの)

(3) 受付期間
12月9日(日)～12月26日(金)(平日8:30～12:00/13:00～17:15)

(4) 試験実施要項の配布
12月2日(日)から政策総務課(3階31番窓口)で配布。町ホームページからのダウンロード、または郵送でも入手可。郵送で入手される場合は、希望職種を記入し、宛名面に「採用試験実施要項希望」と朱書きの上、120円切手を貼った返信用封筒(角形2号)を同封し、請求してください。

【問・申込先】
〒618-8501(住所不要) 大山崎町役場 政策総務課総務係
☎956-2101(内321)



令和2年度(2020年度)

放課後児童クラブの4月入会申込みが始まります

12月9日(日)～16日(日)

—放課後児童クラブとは？

【放課後児童クラブの目的】

児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ります。

【開設時間】

平日13:00～18:00/土曜日8:30～18:00/日・祝以外の学校休業日8:30～17:30

※日・祝、盆休み、3月31日、年末年始は休会します

【対象】

小学校・特別支援学校に在籍する町内在住の小学校1年生～4年生(これまで放課後児童クラブに在籍経験のある支援が必要な児童は6年生まで)で、家庭内保育を受けられない児童
※入会希望者が多い場合、希望する放課後児童クラブに入会できないことや待機していただくことがあります

【費用】

○保護者協力金

児童1人につき月額0円～8,500円(前年度の市町村民税額に応じて算定)。口座振替で毎月納入してください。

○傷害保険料

児童1人につき年間800円程度。入会前に納入してください

※その他、各放課後児童クラブの保護者会では、おやつ代、保護者会費などを徴収されています



—申込方法

【入会申請書等の配布場所】

役場2階生涯学習課生涯学習・スポーツ振興係、各放課後児童クラブ、各町立保育所で配布。町ホームページからもダウンロード可。

【提出方法】

入会申請書等の必要書類を受付場所に直接持参ください。提出時に必要事項の聴き取りを行いますので、質問に回答できる方がお越しくください。

【受付期間】

12月9日(日)～16日(日)※(日)を除く

【受付場所・時間】

○生涯学習課

平日8:30～12:00、13:00～17:15/土曜日13:00～19:00

○各放課後児童クラブ

平日13:00～18:00/土曜日9:00～18:00

【必要書類】

(1) 申請者全員

▼入会申請書(申請児童1人につき1枚) ▼就労証明書(就労している保護者1人につき1枚)

自営業の方は第三者の証明が必要)

(2) 必要な方のみ

前住所地の課税(非課税)証明書

※平成31年(2019年)1月2日以降に本町に住民登録をされた方は、前居住市町村が発行する平成31年度市町村民税課税(非課税)証明書等

(3) その他

放課後児童クラブ入会申請にかかる申出書

※就労以外の理由(求職、疾病、心身障がい、介護・看護、出産、就学など)で家庭内保育ができない場合は、必要な添付書類を添えて提出

【入会決定】

2月末に文書で入会の可否を通知する予定です。

【問】

○生涯学習課生涯学習・スポーツ振興係

☎956-2101(内231・235)

○なかよしクラブ(大山崎小学校区)

☎957-1386

○ともだちクラブ(大山崎小学校区)

☎954-5552

○でっかいクラブ(第二大山崎小学校区)

☎957-1888